

地方公務員災害補償基金

理事長 橋本 勇 様 (FAX 03-5210-1347)

地方公務員災害補償基金愛知県支部

支部長 大村秀章 様 (FAX 052-961-6273)

上告しないことを求める要請書

10月26日、名古屋高等裁判所は地方公務員災害補償基金が、豊橋市立石巻中学校の元教諭鳥居建仁さんの「公務外認定処分取消」の一審判決に対する控訴について「控訴棄却」の判決を行いました。

一審は、平日休日を問わず部活動指導を公務と認め、部活動指導後の教材研究、学校祭準備など校務分掌に費やした時間外勤務なども、公務と認めました。

また、持病があっても長期間に渡り、時間外勤務と過酷な労働が続けば発症しうるとし、公務と発症の因果関係を認めました。

そして、控訴審も一審判決と同様の判断を行い、控訴を棄却しました。

鳥居建仁さんは不自由な身体を押して裁判に臨み、長きにわたる精神的・経済的苦しみに耐え、二審でも「公務外処分取り消し」の判決を得ることができました。

貴基金は、原告と家族に対しこれ以上の苦しみを押しつけてはなりません。

さらに「安心して働くことができる教育環境の改善を」と願う全国の教職員と、世論に誠実に向き合う心があるならば、上告はすべきではありません。

貴基金は地方公務員災害補償法の被災者・遺族の救済という法の趣旨に基づき、直ちに上告断念をされますよう心より要請いたします。

<わたしの一言>

2012年 月 日

住 所

氏 名